

今年度の武蔵野市いじめの 未然防止等の取組報告

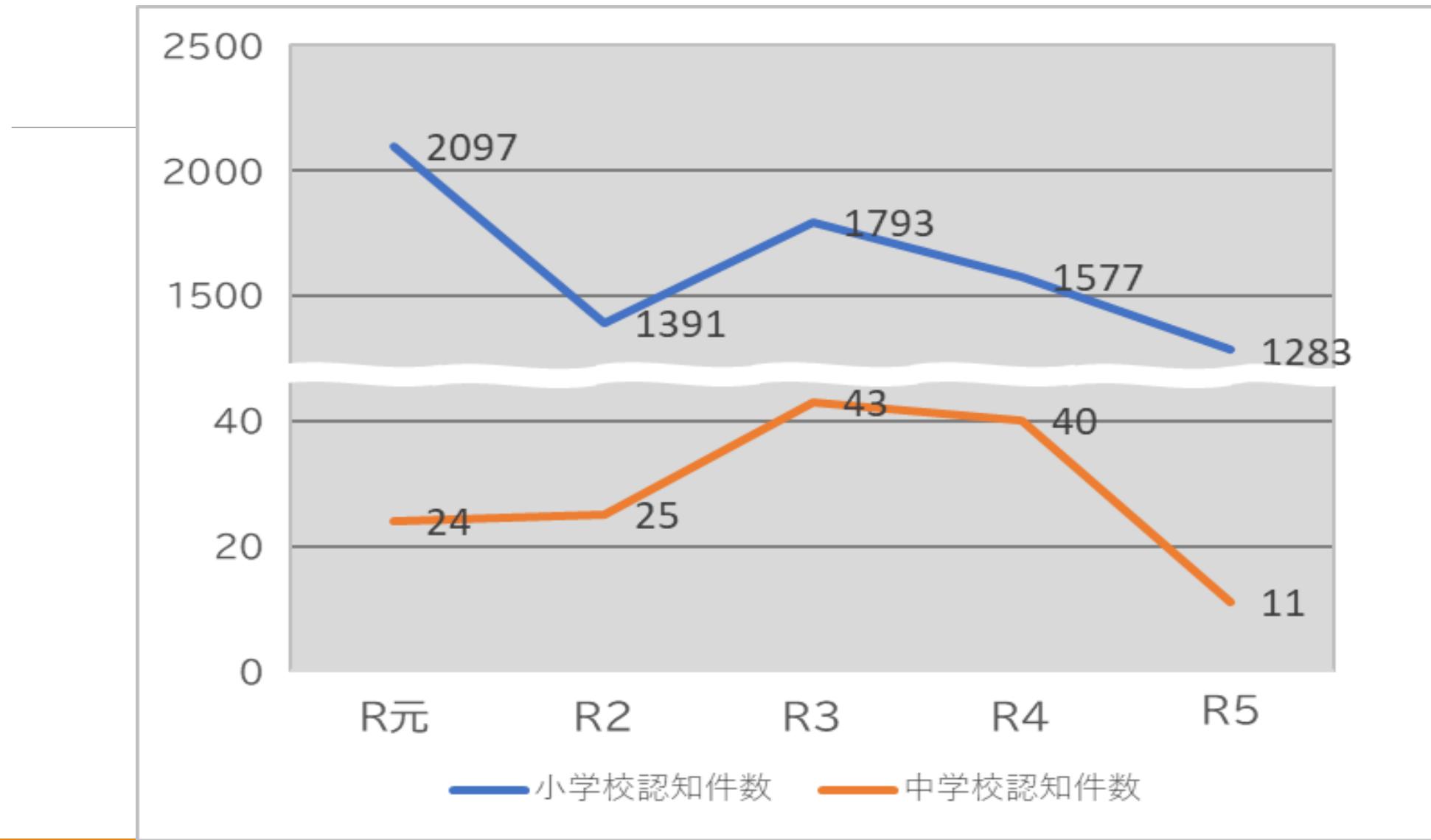
令和7年2月3日（月）
武蔵野市教育委員会

いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法より）

令和元年度～5年度 いじめの認知件数の推移



令和5年度 学年別いじめの認知件数

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学校	306	233	233	174	206	131	1283
中学校	6	3	2				11

「武蔵野市の不登校・いじめ・暴力行為等に関する実態について」より作成

令和5年度 いじめの様態

区分	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	711	7
仲間はずれ、集団による無視をされる	241	2
パソコンやスマートフォンで嫌なことをされる	7	2

「武蔵野市の不登校・いじめ・暴力行為等に関する実態について」より作成

いじめ防止に係る今年度の取組報告

- ① 市いじめ防止基本方針ポスター
- ② ふれあい月間の取組
- ③ いじめ防止重点月間の取組
- ④ いじめの重大事態ガイドラインの改訂
- ⑤ いじめ防止関係者連絡会
- ⑥ いじめ防止に関する授業の実施

① 市いじめ防止基本方針ポスター

- いじめの問題を他人事とせず、常に子どもたちが意識していくことができるよう「武藏野市いじめ防止基本方針」を併記したポスター
- 年度当初等にいじめの防止に向けて何ができるか話し合い、学級や学年等で考えたスローガンを記入
- 下にある2つの○には、11月や2月のふれあい月間でスローガンに対する振り返りを行い、修正や追加があれば記入

② いじめ重点月間の取組

保護者の皆様へ

9月は「いじめ防止重点月間」です

令和6年9月2日
武蔵野市教育委員会

いじめのサイン発見シート



お子さんの様子をふりかえってみてください

【朝】

- 朝起きてこない
- 朝になると学校を休みたがる
- 遅刻や早退がふえた



【放課後・休日】

- 親しい友達と遊びに行かない、来ない
- お金を持ち出す、必要以上にほしがる
- 遊びの中で笑われている、からかわれている
- 部屋に閉じこもる時間が増えた
- 常にメールやSNSを気にする



【夕方・夜】

- 家族との会話が減る、過度に甘える
- 学校や友達との話題を嫌がる
- 眠れない、体の痛み・痒みを訴える
- 学校の道具がなくなる、壊される
- 服が汚れている、破れている

【加害者になっていないか?】

- 言葉遣いが荒くなる
- 言うことを聞かない
- 人をバカにする
- おこづかいでは買えないはずの物をもっている

いじめを見つける声かけフレーズ

お子さんにいつもと違う様子や小さい変化がみられることはありませんか? 「声かけ」を待っているかもしれません



いじめだけでなく、犯罪被害や学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルールをご家庭でも話し合ってみましょう。

- ① 一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- ② 自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- ③ 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- ④ 自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。
- ⑤ 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。



右記のQRコードは、東京都教育委員会のサイトです。
10のストーリーから、いじめを相談することやSNSのことについて考えることができます。
ご家庭でのご活用にお役立てください。



相談窓口 一人で悩まずに、相談してみましょう

- 武蔵野市教育支援センター（月～金 9時～17時） ⇒ 0422-60-1922
- こどものネット・ケータイのトラブル相談 こたエール ⇒ 0120-178-302
- 東京都いじめ相談ホットライン（24時間受付） ⇒ 0120-53-8288
- 24時間子供SOSダイヤル ⇒ 0120-0-78310
- 武蔵野警察署 ⇒ 0422-55-0110
- 相談ほっとLINE@東京（東京都教育委員会） ⇒

相談時間：15時から23時（受付は22時半まで）



③ ふれあい月間の取組

● ふれあい月間アンケートの実施

(中学校版)

安心できる学校生活を送るためのアンケート

学校は誰にとっても、安心して楽しく通えるところでなければならないと考えています。そこで、みなさんの今の気持ちを聞くためのアンケートをつくりました。もし、みなさんにいやなことがあったり、困ったことがあったりしたら教えてください。

問1 あなたは今年度の4月から今までに、友だちとのことでいやな思いをしたり、困ったりしていませんか。

- 1 いやな思いをしたり、困ったりしている。
- 2 いやな思いをしたり、困ったりしていない。

◎「いやな思いをしたり、困ったりしている」と答えた人に聞きます。

★ 困ったこと、いやな思いはどのようなことですか。○をつけてください。
(○は何個でもいいです。)

- ① 仲間外れにされたり、無視されたり
- ② からかわれたり、いやなことを言われたりした。
- ③ たたかれたり、蹴られたりした。
- ④ 持ち物を盗られたり、壊されたりした。
- ⑤ インターネットにいやなことを書
- ⑥ その他

④ いじめの重大事態ガイドラインの改訂

- ・平成29年3月 いじめの重大事態ガイドラインを作成

改訂の背景

- ・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。
- ・学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足による保護者とトラブルになる例、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等の存在

改訂の目的

- ・重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化にする
- ・円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す

いじめの重大事態ガイドラインの概要

- 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載
- 学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記
- 児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記
- 第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示
- (加害児童生徒を含む)児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明
- 重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化

いじめの重大事態ガイドラインチェックリスト

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え (p 6~7 参照)

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合は、校長がリーダーシップを發揮し、学校いじめ対策委員会を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担に従い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童・生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策委員会について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うことなど	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生活指導主任等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策委員会が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策委員会」において会議を開催した際の記録や児童・生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告 (p 16~17 参照)

チェックポイント	チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告		
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。	<input type="checkbox"/>	
・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		
報告内容		
学校名	<input type="checkbox"/>	
対象児童・生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
報告時点における対象児童・生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。	<input type="checkbox"/>	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存 (p 18 参照)

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		
資料例		
学校が定期的に実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	
教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。	<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するな	<input type="checkbox"/>	

⑤ 第四期武蔵野市学校教育計画におけるいじめの未然防止等に関する取組

第四期武蔵野市学校教育計画 令和7～11年度



取組1 人権教育・道徳教育の推進

- 「人権教育プログラム（学校編）（東京都教育委員会作成）」を活用し、全教育活動を通して、**自分の人権を守り、他者の人権を守るためにの実践行動**につながる人権教育を推進します。
- 武蔵野市子どもの権利条例に基づき、**子どもの権利と尊厳が守られる**よう、子どもの権利の周知・啓発を行います。
- 答えが一つではない道徳的な課題を自身の問題と捉え、向き合う**「考える道徳」「議論する道徳」**の一層の充実、道徳授業地区公開講座をはじめ、保護者・地域との連携を図ります。



【武蔵野市子どもの権利条例について（武蔵野市役所HPより）】

取組2 安心できる学校・学級風土づくり

- 学習者用コンピュータ等を使い、授業への満足度など、**学校の風土を「見える化」**し、関係者が共通認識の下で取り組み、より安心して学べる学校に改善します。
- いじめ防止対策推進法や武蔵野市子どもの権利条例など法令に基づき、校長を中心とした**学校いじめ対策委員会による組織的ないじめ対策**を着実に実施します。
- 自殺予防、不登校、インターネット等に関わる問題、性に関する課題（生命（いのち）の安全教育）など、生徒指導にまつわる個別の課題の**未然防止教育**を着実に実施します。

